

# 漁業技能実習事業協議会（第4回） 議事次第

日時：令和元年12月24日 16:00～  
場所：農林水産省8階 水産庁中央会議室

## 開会

1. 労働組合の基準適合確認に係る審査委員会の設置について
2. その他

## 閉会

### 配布資料：

- 資料1 労働組合の基準適合確認に係る審査委員会の設置・・・・・・・・・・1
- 参考資料1 漁船漁業職種・作業に係る団体監理型技能実習生の待遇について講  
じる措置等（漁業技能実習事業協議会決定第2号）・・・・・・・・・・3
- 参考資料2 養殖業職種・作業に係る団体監理型技能実習生の待遇について講  
じる措置等（漁業技能実習事業協議会決定第3号）・・・・・・・・・・9

漁業技能実習事業協議会決定第7号  
令和元年 月 日

### 労働組合の基準適合確認に係る審査委員会の設置

漁船漁業職種・作業に係る団体監理型技能実習生の待遇について講じる措置等（平成29年12月13日漁業技能実習事業協議会決定第2号。以下「2号決定」という。）第5条第1項及び養殖業職種・作業に係る団体監理型技能実習生の待遇について講じる措置等（平成29年12月13日漁業技能実習事業協議会決定第3号。以下「3号決定」という。）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり審査委員会を設置する。

#### （設置）

- 第1条 漁業技能実習事業協議会（以下「協議会」という。）に、審査委員会を置く。
- 2 審査委員会は、2号決定第1条及び3号決定第1条の規定に基づき監理団体と協議する労働組合について、2号決定第5条第1項各号及び3号決定第5条第1項各号に掲げる基準に適合しているかを確認する。
  - 3 審査委員会は、漁業労働や外国人労働、技能実習制度、労働関係法令に関して知見を有する者（以下「有識者委員」という。）3名をもって構成し、当該有識者委員は水産庁長官が任命する。

#### （事務局）

- 第2条 審査委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。
- 2 事務局は、審査委員会の開催状況を協議会に報告する。

#### （適合の確認）

- 第3条 労働組合の2号決定第5条第1項各号及び3号決定第5条第1項各号に掲げる基準への適合の確認については、審査委員会による適合の確認をもって、協議会の確認とする。

#### （指導及び確認の取消し等）

- 第4条 審査委員会は、労働組合が虚偽の申請を行った場合や法令に違反した場合等、2号決定第1条及び3号決定第1条に基づき団体監理型技能実習生の待遇について協議し定める相手方として不適切と認めるときは、協議会に対し、当該労働組合に是正指導すべき旨を助言するものとする。
- 2 協議会は、当該労働組合が正当な理由がなく指導に応じないことにより、2号決定第5条

第1項各号及び3号決定第5条第1項各号の基準に適合しないと認めるときは、審査委員会の助言を得て、前条の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の効力を停止することができる。

(運営)

第5条 本協議会決定に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、審査委員会において定める。

漁業技能実習事業協議会決定第2号  
平成29年12月13日

最終改正：令和元年7月30日漁業技能実習事業協議会決定第2号

## 漁船漁業職種・作業に係る団体監理型技能実習生の待遇について講じる措置等

漁船漁業職種及び養殖業職種に属する作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が告示で定める基準等（平成29年農林水産省告示第937号）第2条の規定に基づき、技能実習生の労働時間、休日、休憩その他の待遇について団体監理型実習実施者及び監理団体が講じる措置等を次のように定める。

## （監理団体が講じる措置）

第1条 監理団体は、労働組合と協議し、団体監理型技能実習生の労働時間、休日、休憩その他の待遇を定めなければならない。

## （団体監理型実習実施者が講じる措置）

第2条 団体監理型実習実施者は、団体監理型技能実習生との雇用契約の締結に際し、前条の規定により定められた団体監理型技能実習生の待遇を確保しなければならない。

## （全国団体等の責務）

第3条 別表の下欄に定める全国団体等であって実習監理を行う監理団体が属するもの（以下「全国団体等」という。）は、同表の上欄に掲げる漁船漁業職種に属する作業の区分ごとに、前2条に規定する措置と相まって、自らに属する監理団体による適切な実習監理の下で、団体監理型技能実習の適正な実施及び団体監理型技能実習生の保護が図られるよう、当該監理団体に対して監理事業の実施状況の確認及び監理事業の実施に伴う法令の遵守徹底その他の指導及び助言をしなければならない。

- 2 全国団体等は、別紙の外国人の技能実習の適正な運用の確保に関するモデル規則を参考に、自らに属する監理団体による実習監理の下で行われている技能実習の実情に応じ、前項に規定する事務を適切に行うための体制を確保しなければならない。

## （一般社団法人大日本水産会による支援）

第4条 一般社団法人大日本水産会は、第1条及び第2条の措置を講じている旨を証する書面の交付に関する事務をつかさどる。

- 2 一般社団法人大日本水産会は、全国団体等が前条に規定する事務を適正に実施できる

よう、全国団体等からの相談に適切に応じ、必要な指導及び助言をしなければならない。

(労働組合の協力等)

第5条 第1条に規定する労働組合は、次の各号に掲げる基準に適合していることを協議会が確認した労働組合とする。協議会は、基準に適合していることを確認するために、審査委員会を設置することができる。

- 一 漁業労働に精通している労働組合であること。
- 二 国際的な労働問題に対応できること。
- 三 漁船・事業場への訪問活動、苦情・相談窓口の設置その他の技能実習生の保護を図るための体制を確保していること。
- 四 技能実習制度その他外国人の受入れを正しく理解していること。
- 五 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じていること。

2 労働組合は、第3条に規定する事務が適正に行われ、団体監理型技能実習の適正な実施及び団体監理型技能実習生の保護が図られるよう、技能実習生の待遇の確保及び関係法令の遵守の状況について監理団体及び全国団体等と情報を共有し、不適正行為が認められるときは、監理団体及び全国団体等に速やかに通知し適切な措置が講じられるよう協力する。

別表（第3条関係）

作業	全国団体等
かつお一本釣り漁業	一般社団法人全国近海かつお・まぐろ漁業協会
	全国漁業協同組合連合会
延縄漁業	一般社団法人全国近海かつお・まぐろ漁業協会
	全国漁業協同組合連合会
	全国金目鯛底はえ縄漁業者協会
いか釣り漁業	一般社団法人全国いか釣り漁業協会
	全国漁業協同組合連合会
まき網漁業	海士町
	一般社団法人全国まき網漁業協会
	全国漁業協同組合連合会
ひき網漁業	海士町
	一般社団法人全国底曳網漁業連合会
	全国漁業協同組合連合会

刺し網漁業	全国かじき等流し網漁業協議会
	全国漁業協同組合連合会
定置網漁業	一般社団法人日本定置漁業協会
かに・えびかご漁業	海士町
	全国漁業協同組合連合会

附 則（平成30年7月27日漁業技能実習事業協議会決定第1号）  
この改正は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和元年7月30日漁業技能実習事業協議会決定第2号）  
この改正は、令和元年7月30日から適用する。

## 外国人の技能実習の適正な運用の確保に関するモデル規則

〇〇は、漁船漁業職種・作業に係る団体監理型技能実習生の待遇について講じる措置等（平成 29 年漁業技能実習事業協議会決定第 2 号）第 3 条第 2 項の規定に基づき、全国団体等としての責務を的確に遂行するため、外国人の技能実習の適正な運用について、次のように定める。

### (目的)

第 1 条 本規則は、〇〇の会員（組員）が実習監理を行う技能実習について、人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力という制度の趣旨に則った適正な実施及び技能実習生の保護を確保することを目的とする。

### (指導体制の確立)

第 2 条 〇〇は、〇〇部〇〇課に担当者を置き、次に掲げる事務を行う。

- 一 技能実習に関する情報の収集及び周知
- 二 技能実習に関する相談窓口の設置及び運営
- 三 技能実習に関する指導の実施
- 四 技能実習の関係者との連絡調整
- 五 その他技能実習の適正な運用の確保に関すること

2 〇〇は、会員に、前項に掲げる事務を行うために要する費用を請求することができる。

### (制度への理解促進)

第 3 条 〇〇は、技能実習制度を所管する法務省及び厚生労働省又は外国人技能実習機構が公表する情報を、必要に応じ、会員（組員）（その役員及び職員を含む。以下同じ。）に周知する。

2 〇〇は、水産庁、漁業技能実習事業協議会、技能実習評価試験の実施者（又は上位団体）から通知その他の指導を受けたときは、会員（組員）に速やかに周知する。

3 会員（組員）は、前 2 項の周知が実習実施者（その役員及び職員を含む。以下同じ。）に確実に到達するよう周知しなければならない。

4 〇〇は、技能実習に関する会員（組員）からの相談に対し、技能実習制度の趣旨に沿った適切な助言を行う。

第 4 条 〇〇及び会員（組員）は、相互に協力し、〇〇の職員、会員（組員）及び実習実施者が技能実習制度の趣旨に沿った正しい理解を得るための説明会を開催する。この

場合において、〇〇は、公益財団法人国際研修協力機構、一般社団法人大日本水産会又は労働組合の協力を求めることができる。

- 2 漁船漁業職種・作業について、技能実習制度を初めて活用しようとする会員（組合員）及び実習実施者は、前項の説明会に参加しなければならない、かつ、制度に関する正しい理解を得ることができるよう誠実に臨まなければならない。
- 3 会員（組合員）は、実習実施者が前項に規定するところにより説明会に参加することを確保する。
- 4 〇〇は、会員（組合員）又は実習実施者について、技能実習制度に関し、更なる理解の促進が必要と認める場合、説明会への参加その他必要な指導を行う。

#### （報告の徴収）

第5条 〇〇は、会員（組合員）又は実習実施者が技能実習を適正に実施していないものとして次に掲げる行為を行っているおそれがあるときは、当該者から速やかに報告を徴収する。

- 一 技能実習、出入国又は労働に関する法令の規定に関する違反、不当又は不正な行為
  - 二 漁業における技能実習への信用又は品位を貶める行為
  - 三 その他社会通念上適正と認められない行為
- 2 〇〇は、報告の徴収に当たり、必要に応じ、関係資料の提出を受け又は現地調査を実施し、会員（組合員）による実習監理が適正に行われていたかという観点を含め、可能な限り客観的に事実関係を確認する。
  - 3 会員（組合員）及び実習実施者は、〇〇が行う報告の徴収に対し、誠実に対応する。
  - 4 会員（組合員）及び実習実施者は、自らの不適正な行為により損なわれた技能実習生その他の関係者の信頼を回復するため、誠実に対応する。
  - 5 会員（組合員）は、実習実施者が第1項及び第2項に規定するところにより〇〇が行う報告の徴収に協力することを確保する。
  - 6 会員（組合員）は、実習実施者が第1項に掲げる行為を行っているおそれがあるときは、〇〇にその旨速やかに報告する。
  - 7 〇〇は、会員（組合員）又は実習実施者から報告を徴収したときは、（上位団体を經由して、）水産庁、一般社団法人大日本水産会及び労働組合（技能実習生が加入するものに限る。以下同じ。）に随時報告し、関係資料を共有する。

#### （不適正行為の是正）

第6条 〇〇は、前条の規定により報告を徴収した結果、会員（組合員）又は実習実施者が技能実習を適正に実施していないと認めるときは、技能実習制度上の指導又は処分の有無にかかわらず、それぞれの事案に応じた効果的な再発防止策を講じるよう指導する。

- 2 〇〇は、次に掲げる者に対し本規則に規定する事務を提供せず、（上位団体を經由して、）水産庁、一般社団法人大日本水産会及び労働組合に、漁船漁業職種・作業に係る



漁業技能実習事業協議会証明書（団体監理型技能実習）交付要領（平成 29 年漁業技能実習事業協議会決定第 5 号）第 2 条第 1 項に掲げる証明書を交付するための確認事項に適合しない旨を申し出る。

- 一 本規則に基づく事務に要する費用の請求に応じない者
  - 二 技能実習制度に関する正しい理解が得られない者
  - 三 報告を怠り、又は虚偽の報告をした者
  - 四 関係資料を提出せず、又は虚偽の記載をした関係書類を提出した者
  - 五 現地調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
  - 六 再発防止に関する指導に応じない者
  - 七 不適正行為の是正が見込まれない者
  - 八 その他報告の徴収又は不適正行為の是正に関し不誠実な対応をした者
- 3 前項の場合において、会員（組合員）は、希望する技能実習生に引き続き技能実習を行う機会を与えるため、外国人技能実習機構への実習先変更に関する相談、他の実習実施者との間における雇用関係の成立のあっせんその他の必要な措置を講じなければならない。

（協議体の組織）

第 7 条 ○○は、会員（組合員）、実習実施者、労働組合その他の関係者により構成される協議体を組織し、○○の指導監督の下、本規則に規定する事務を行わせることができる。

（複数作業に係る技能実習に関する要望）

第 8 条 会員（組合員）は、複数作業に係る技能実習に関する要望がある場合、技能実習計画の概要、当該実習を行う合理的な理由を記載した書面、労使確認書を添えて○○に申し出る。

- 2 ○○は、会員（組合員）及び実習実施者が、技能実習制度に関する正しい理解を得て制度の趣旨に則った適正な実習を実施することが見込まれ、かつ、当該実習を実施することについて労使合意が調っている場合、（上位団体を經由して、）水産庁及び一般社団法人大日本水産会にこれを上申する。

漁業技能実習事業協議会決定第3号  
平成29年12月13日

最終改正：令和元年7月30日漁業技能実習事業協議会決定第3号

## 養殖業職種・作業に係る団体監理型技能実習生の待遇について講じる措置等

漁船漁業職種及び養殖業職種に属する作業について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が告示で定める基準等（平成29年農林水産省告示第937号）第7条の規定に基づき、技能実習生の労働時間、休日、休憩その他の待遇について団体監理型実習実施者及び監理団体が講じる措置等を次のように定める。

## （監理団体が講じる措置）

第1条 監理団体は、労働組合と協議し、団体監理型技能実習生の労働時間、休日、休憩その他の待遇を定めなければならない。

## （団体監理型実習実施者が講じる措置）

第2条 団体監理型実習実施者は、団体監理型技能実習生との雇用契約の締結に際し、前条の規定により定められた団体監理型技能実習生の待遇を確保しなければならない。

## （全国漁業協同組合連合会の責務及び地域監理委員会が講じる措置）

第3条 全国漁業協同組合連合会は、各都道府県の漁業協同組合連合会に、監理団体、労働組合その他団体監理型技能実習の関係者により構成される養殖業技能実習制度地域監理委員会（以下この条において「地域監理委員会」という。）を設置させ、別紙の外国人の技能実習の適正な運用の確保に関するモデル規則を参考に、当該地域監理委員会に属する監理団体による実習監理の下で行われる技能実習の実情に応じ、次項に規定する事務を適切に行うための体制を確保させなければならない。

2 地域監理委員会は、前二条に規定する措置と相まって、自らに属する監理団体による適切な実習監理の下で、団体監理型技能実習の適正な実施及び団体監理型技能実習生の保護が図られるよう、以下の措置を講じるものとする。

- 一 第1条に規定する協議の円滑な実施のための指導及び助言を行うこと（自らに属する監理団体を代表して、または全国漁業協同組合連合会を通じて協議することを含む）
- 二 第1条に規定する協議が円滑に行われず、団体監理型技能実習生の適切な待遇を定められない事態が生じている場合においては、遅滞なくその旨を全国漁業協同組合連合会を通じて協議会に通知すること

三 監理事業の実施状況の確認及び監理事業の実施に伴う法令の遵守徹底その他の指導及び助言を行うこと

四 次のアからウに掲げる監理団体及び団体監理型実習実施者の不適正行為の是正又は再発防止の措置を講じること

ア 不適正行為が行われているおそれがあるときは、当該者から速やかに報告を徴収し、必要に応じ現地調査を行う。

イ 報告徴収等の結果、不適正行為が認められるときは、是正及び効果的な再発防止策を講じよう指導する。

ウ 報告の徴収又は不適正行為の是正、再発防止策の指導に応じない者について、平成29年漁業技能実習事業協議会決定第6号第2条第1項に掲げる証明書を交付するための確認事項に適合しない旨を全国漁業協同組合連合会を通じて遅滞なく協議会に通知する。

3 全国漁業協同組合連合会は、前項に規定する地域監理委員会の事務の実施状況を確認し、必要な指導及び助言をしなければならない。

(一般社団法人大日本水産会による支援)

第4条 一般社団法人大日本水産会は、第1条及び第2条の措置を講じている旨を証する書面の交付に関する事務をつかさどる。

2 一般社団法人大日本水産会は、全国漁業協同組合連合会が前条に規定する事務を適正に実施できるよう、全国漁業協同組合連合会からの相談に適切に応じ、必要な指導及び助言をしなければならない。

(労働組合の協力等)

第5条 第1条に規定する労働組合は、次の各号に掲げる基準に適合していることを協議会が確認した労働組合とする。協議会は、基準に適合していることを確認するために、審査委員会を設置することができる。

一 漁業労働に精通している労働組合であること。

二 国際的な労働問題に対応できること。

三 漁船・事業場への訪問活動、苦情・相談窓口の設置その他の技能実習生の保護を図るための体制を確保していること。

四 技能実習制度その他外国人の受入れを正しく理解していること。

五 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じていること。

2 労働組合は、第3条第2項に規定する地域監理委員会の事務が円滑に行われ、団体監理型技能実習の適正な実施及び団体監理型技能実習生の保護が図られるよう、技能実習生の待遇の確保及び関係法令の遵守の状況について地域監理委員会と情報を共有し、不適正行為が認められるときは、地域監理委員会に速やかに通知し適切な措置が講じられるよ

う協力する。

附 則（平成30年7月27日漁業技能実習事業協議会決定第2号）  
この改正は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和元年7月30日漁業技能実習事業協議会決定第3号）  
この改正は、令和元年7月30日から適用する。

## 外国人の技能実習の適正な運用の確保に関するモデル規則

〇〇は、養殖業職種・作業に係る団体監理型技能実習生の待遇について講じる措置等（平成 29 年漁業技能実習事業協議会決定第 3 号）第 3 条の規定に基づき、養殖業技能実習制度地域監理委員会としての責務を的確に遂行するため、外国人の技能実習の適正な運用について、次のように定める。

### (目的)

第 1 条 本規則は、〇〇の構成員が実習監理を行う技能実習について、人材育成を通じた開発途上地域等への技能等の移転による国際協力という制度の趣旨に則った適正な実施及び技能実習生の保護を確保することを目的とする。

### (指導体制の確立)

第 2 条 〇〇は、事務局に担当者を置き、次に掲げる事務を行う。

- 一 技能実習に関する情報の収集及び周知
- 二 技能実習に関する相談窓口の設置及び運営
- 三 技能実習に関する指導の実施
- 四 技能実習の関係者との連絡調整
- 五 その他技能実習の適正な運用の確保に関すること

2 〇〇は、構成員に、前項に掲げる事務を行うために要する費用を請求することができる。

### (制度への理解促進)

第 3 条 〇〇は、技能実習制度を所管する法務省及び厚生労働省又は外国人技能実習機構が公表する情報を、必要に応じ、構成員（その役員及び職員を含む。以下同じ。）に周知する。

2 〇〇は、水産庁、漁業技能実習事業協議会、技能実習評価試験の実施者又は全国漁業協同組合連合会から通知その他の指導を受けたときは、構成員に速やかに周知する。

3 構成員（監理団体に限る。以下同じ。）は、前 2 項の周知が実習実施者（その役員及び職員を含む。以下同じ。）に確実に到達するよう周知しなければならない。

4 〇〇は、技能実習に関する構成員からの相談に対し、技能実習制度の趣旨に沿った適切な助言を行う。

第 4 条 〇〇及び構成員は、相互に協力し、〇〇の職員、構成員及び実習実施者が技能実習制度の趣旨に沿った正しい理解を得るための説明会を開催する。この場合において、〇〇は、公益財団法人国際研修協力機構、全国漁業協同組合連合会、一般社団法人大日本水

産会又は労働組合の協力を求めることができる。

- 2 養殖業職種・作業について、技能実習制度を初めて活用しようとする構成員及び実習実施者は、前項の説明会に参加しなければならず、かつ、制度に関する正しい理解を得ることができるよう誠実に臨まなければならない。
- 3 構成員は、実習実施者が前項に規定するところにより説明会に参加することを確保する。
- 4 ○○は、構成員又は実習実施者について、技能実習制度に関し、更なる理解の促進が必要と認める場合、説明会への参加その他必要な指導を行う。

#### (報告の徴収)

- 第5条 ○○は、構成員又は実習実施者が技能実習を適正に実施していないものとして次に掲げる行為を行っているおそれがあるときは、当該者から速やかに報告を徴収する。
- 一 技能実習、出入国又は労働に関する法令の規定に関する違反、不当又は不正な行為
  - 二 漁業における技能実習への信用又は品位を貶める行為
  - 三 その他社会通念上適正と認められない行為
- 2 ○○は、報告の徴収に当たり、必要に応じ、関係資料の提出を受け又は現地調査を実施し、構成員による実習監理が適正に行われていたかという観点を含め、可能な限り客観的に事実関係を確認する。
  - 3 構成員及び実習実施者は、○○が行う報告の徴収に対し、誠実に対応する。
  - 4 構成員及び実習実施者は、自らの不適正な行為により損なわれた技能実習生その他の関係者の信頼を回復するため、誠実に対応する。
  - 5 構成員は、実習実施者が第1項及び第2項に規定するところにより○○が行う報告の徴収に協力することを確保する。
  - 6 構成員は、実習実施者が第1項に掲げる行為を行っているおそれがあるときは、○○にその旨速やかに報告する。
  - 7 ○○は、構成員又は実習実施者から報告を徴収したときは、全国漁業協同組合連合会を経由して、水産庁、一般社団法人大日本水産会及び労働組合に随時報告し、関係資料を共有する。

#### (不適正行為の是正)

- 第6条 ○○は、前条の規定により報告を徴収した結果、構成員又は実習実施者が技能実習を適正に実施していないと認めるときは、技能実習制度上の指導又は処分の有無にかかわらず、それぞれの事案に応じた効果的な再発防止策を講じるよう指導する。
- 2 ○○は、次に掲げる者に対し本規則に規定する事務を提供せず、全国漁業協同組合連合会を経由して、水産庁、一般社団法人大日本水産会及び労働組合に、養殖業職種・作業に係る漁業技能実習事業協議会証明書（団体監理型技能実習）交付要領（平成29年漁業技能実習事業協議会決定第6号）第2条第1項に掲げる証明書を交付するため

の確認事項に適合しない旨を申し出る。

- 一 本規則に基づく事務に要する費用の請求に応じない者
  - 二 技能実習制度に関する正しい理解が得られない者
  - 三 報告を怠り、又は虚偽の報告をした者
  - 四 関係資料を提出せず、又は虚偽の記載をした関係書類を提出した者
  - 五 現地調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
  - 六 再発防止に関する指導に応じない者
  - 七 不適正行為の是正が見込まれない者
  - 八 その他報告の徴収又は不適正行為の是正に関し不誠実な対応をした者
- 3 前項の場合において、構成員は、希望する技能実習生に引き続き技能実習を行う機会を与えるため、外国人技能実習機構への実習先変更に関する相談、他の実習実施者との間における雇用関係の成立のあつせんその他の必要な措置を講じなければならない。